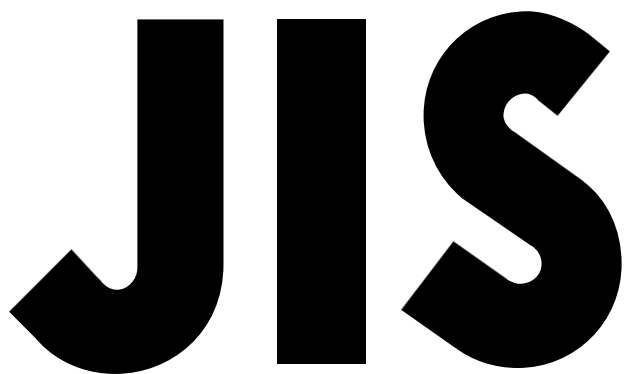




人間工学—
人とシステムとのインタラクション—
情報提示の原則

JIS Z 8522 : 2022

(JES/JSA)

令和 4 年 10 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	藤 本 浩 志	早稲田大学
(委員)	荒 木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	石 原 恵 子	広島国際大学
	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	井 上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長 田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	北 風 晴 司	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	齋 藤 直 人	日本生活協同組合連合会
	須 名 隆 志	公益社団法人日本介護福祉士会
	園 山 洋 一	公益社団法人日本包装技術協会
	高 橋 美和子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	二 瓶 美 里	東京大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	森 田 朝 子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	山 口 玲 子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.11.20 改正：令和 4.10.20

官 報 掲 載 日：令和 4.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本人間工学会

(〒160-0011 東京都新宿区若葉 1-10 大洋ビル TEL 03-6380-6730)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員長 藤本 浩志）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 情報提示の概要	5
4.1 情報提示に関する ISO 9241-100 規格群の出典及びその関係	5
4.2 モダリティ及びメディア	6
4.3 アクセシビリティ	7
4.4 ユーザに対する行動のガイド	7
4.5 提示情報の審美性	7
5 原則の概要	7
5.1 概要	7
5.2 ISO 9241-100 規格群の他の原則及び推奨事項との関係	8
5.3 個々の原則間の関係	8
6 原則及び推奨事項	8
6.1 気づきやすくする	8
6.2 注意を逸らさないようにする	11
6.3 区別しやすくする	12
6.4 解釈しやすくする	14
6.5 簡潔にする	17
6.6 内部一貫性及び外部一貫性を保つ	18
参考文献	21
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	23
解 説	25

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本人間工学会（JES）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 8522:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

人間工学—人とシステムとのインタラクション— 情報提示の原則

Ergonomics of human-system interaction— Principles for the presentation of information

序文

この規格は、2017年に第1版として発行されたISO 9241-112を基とし、我が国の事情を反映し、一部の用語及び定義を削除するなど技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA**に示す。

1 適用範囲

この規格は、ユーザインタフェースで提示される情報に関するインタラクティブシステムのための人間工学的原則について規定する。この原則は、情報通信技術で使われる主な三つのモダリティ（視覚、聴覚及び触力覚）を通じて提示情報を知覚及び理解することに適用する。この原則は、インタラクティブシステムの分析、設計及び評価に適用可能である。また、この規格では、原則に対応した推奨事項を規定する。これらの推奨事項は、全てを網羅しているわけではなく、また、必ずしも互いに独立ではない。

この規格は、あらゆるインタラクティブシステムに適用可能である。この規格は、インタラクティブシステムからの出力（例えば、請求書などの印刷文書）にも適用する。しかし、（インタラクティブシステムの）特定のアプリケーション領域の仕様までは適用対象とはしない。

情報提示におけるこの規格は、タスクを達成しようとするユーザを支援するためのものであり、企業ブランディング、広告などを目的としたものではない。

この規格の対象者及び適用場面は、次のとおりである。

- ユーザインタフェースの設計者：この原則をシステム、ソフトウェア及び／又はサービスの開発過程に適用する。
- システム、ソフトウェア及び／又はサービス開発者：この原則を設計及び実装過程に適用する。
- 評価者：製品が推奨事項を満たすことを保証する責任をもっている。
- ユーザインタフェース標準策定者：ユーザインタフェース開発ツール及びスタイルガイドを作成する。
- プロジェクトマネージャー：開発プロセスの管理に責任をもっている。
- 購入者：製品調達においてこの規格を参考にする。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。